

松前町コミュニティバスのルート再編及びD X 導入支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

町では、地域住民の移動手段のひとつとしてコミュニティバス「ひまわりバス」を運行していますが、町の外周と中心部をつないでいるのみであり、交通空白地が多く存在しています。令和7年度に実施したデマンドタクシーの実証では、交通空白地からの利用が多く確認され、移動需要が潜在的に高いことが判明しました。そこで地域公共交通を強化し、公共ライドシェアによる交通空白の解消を目指します。

こちらの取組を効果的に推進するに当たり、公共ライドシェアを実施する路線の検討や車両の導入、運行方法の確立及び関係機関との連絡調整等を一体的に実施し得る民間事業者の専門性及びノウハウを活用することが有効であることから、これらの能力を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる受託者を選定することとし、受託希望者を募集します。

2 業務の内容

別紙「松前町コミュニティバスのルート再編及びD X 導入支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

（ただし、受託金の請求は令和9年2月10日までに行うこと）

※ 国土交通省が実施する令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」において採択されなかった場合及び令和8年度松前町一般会計6月補正予算が成立しなかった場合は業務実施を中止する。

4 参加資格要件

松前町コミュニティバスのルート再編及びD X 導入支援業務公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 参加表明書の提出時において、松前町競争入札参加資格停止措置要綱（平成23年 松前町告示第10号）の規定に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。また、プレゼンテーション実施日までに令和7・8年度松前町入札参加資格審査申請書を提出済みであること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしておらず及び同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをされておらず並びに民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしておらず及び同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律

- 第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしていないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6日間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。

5 スケジュール

期日	内容
令和8年4月27日	公募開始
令和8年4月30日 17時まで	質問票の提出期限
令和8年5月1日	質問の回答
令和8年5月7日 17時まで	参加表明書の提出期限
令和8年5月8日	プレゼンテーション日程の通知
令和8年5月18日 17時まで	企画提案書の提出期限
令和8年5月21日 9時から	プレゼンテーション
令和8年5月下旬予定	審査結果の公開
令和8年6月下旬予定	契約

6 必要書類の提出等

- (1) 下記に掲げる書類を提出期限までに原則データによるメール送信すること。

提出種別	書類名称	提出期限(必着)	様式
任意	質問書	令和8年4月30日 17時	任意
必須	参加表明書	令和8年5月7日 17時	様式第1号
必須	会社概要書	令和8年5月7日 17時	様式第2号
必須	企画提案書	令和8年5月18日 17時	任意
必須	価格提案書及び別紙	令和8年5月18日 17時	様式第3号

※ 企画提案書は「7 企画提案書の内容」参照

※ 価格提案書は「8 価格提案書の内容」参照

- (2) 提出先

総務部 財政課 企画政策室 企画戦略係 (担当: 中川)

メールアドレス 331kseisaku@town.masaki.ehime.jp

※ データ容量が大きい場合は、任意のアップローダーによる提出可

- (3) 提出書類等について

- ア 提出書類作成及びプロポーザル参加に要する一切の費用(企画提案書作成費、交通費等)は事業者の負担とします。
- イ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ウ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲内においてのみ利用します。
- エ 企画提案書の受理後は原則追加及び修正を認めません。

オ 提出された企画提案書等が次に該当する場合は無効とします。

- ① 企画提案の内容が本業務の条件に適合しないもの
- ② 虚偽の記載があるもの

7 企画提案書の内容

企画提案書には、次の事項を参考に記載すること。

[業務遂行の体制]

- ア 組織図
- イ 業務責任者
- ウ 業務担当者（人数含む）
- エ サポート体制
- オ 本業務を行う主たる事務所の所在見込み
- カ 他団体から受託した同種・類似事業の実績
- キ 個人情報保護の対策

[具体的な業務内容]

- ア 現行コミュニティバスの運行状況、路線、停留所、ダイヤ、利用実績その他基礎情報の調査
- イ 人口分布、高齢者人口、主要施設立地、交通空白その他地域特性の把握及び整理
- ウ 利用実績、住民意向、関係者ヒアリング等に基づく需要分析
- エ 現行コミュニティバスにおける運行の課題及びルート再編の基本方針の整理
- オ ルート再編案、停留所配置案及びダイヤ案の作成
- カ 標準化仕様によるバスの位置情報取得及びWEBビュー画面の構築
- キ 本格運行予定のデマンドタクシーとの連携
- ク 住民説明会その他合意形成に必要な支援
- ケ 関係機関との調整等に必要な資料作成及び支援
- コ 車両2台の購入、調達、納品及びこれに付随する手続支援
- サ 効果指標の設定
- シ その他本業務の目的を達成するために必要な事項

8 価格提案書の内容

(1) 提案上限金額

34,089,000,円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 価格提案書記載事項

価格提案書（様式第3号）には、提案金額の総額を記載するものとし、積算根拠が確認できるようにできるだけ詳細に記載した内訳書を別紙（任意様式）にて添付すること。

9 プレゼンテーション

(1) 日時

令和8年5月21日（木）9時～

（非公開で1社ずつ実施。各者開始時間は後日案内。）

(2) 開催場所及び実施方法

対面又はオンライン（Zoom）により行うこととし、どちらか一方を任意選択すること。
なお、実施方法の選択によって評価は変わらない。

ア 対面（松前町庁舎 会議室）

イ オンライン（Zoom）

(3) プレゼンテーションの内容

「7 企画提案書の内容」に沿って説明すること。

(4) タイムスケジュール

ア プレゼンテーション（20分以内）

※ スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。

※ プレゼンテーションに使用する企画提案書は、本町へ提出したものと同一のものを使用すること。

イ 質疑応答（10分以内）

10 選定

(1) 評価基準

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、以下の「評価基準」に基づき評価及び選定を行います。なお、参加事業者が1者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

評価項目	評価基準	配点
(1) 業務実績	<ul style="list-style-type: none">・本業務の実績が豊富で、知識経験等を十分活かし、円滑に業務を遂行できるか。・他自治体において本業務と同種又は類似する事業を実施した実績があるか。	20
(2) 企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的を十分に理解しており、仕様書の内容に即した提案となっているか。（交通DXやAPI対応、導入車両等の提案を含む。）・詳細で実行可能なスケジュールが示されているか。	20
(3) 業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none">・業務責任者及び担当者の役割分担が明確であり、必要な知識・経験を有する人員が適切に配置されているか。・本業務を安定的に遂行できる事務所体制、連絡体制が整備されているか。	20
(4) プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none">・提案内容をわかりやすく説明し、説得力があるか。また、質問に対する回答が適切であるか。・本業務に対して積極性が感じられるか。	20

(5) 町や関係機関との連携	・町や関係機関との情報共有や協議の進め方が具体的に示されているか。	10
(6) 金額	(1 - 提案額 / 提案上限金額) × 10 ※小数点以下四捨五入	10
評点合計		100

(2) 審査方法

本町が指定する以下審査員が、上記評価基準に基づき採点します。

○ 総務部長 ○ 財政課長 ○ 財政課企画政策室長

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。また、受託候補者の次に合計点が高い事業者を次点者とします。

11 手続き

(1) 審査結果

審査結果は松前町ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に審査結果通知書を電子メールで送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 契約関係

受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結します。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の受託候補者と契約協議を行います。

12 問合せ先

所在地 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町筒井631番地
 担当部署 松前町総務部財政課企画政策室企画戦略係（担当：中川）
 電話番号 089-985-4103
 F A X 089-985-4148
 E-mail 331kseisaku@town.masaki.ehime.jp